

① 墜落・転落	人が建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段等から落ちることをいう。乗っていた場所がくずれ、動揺して墜落した場合を含む。交通事故を除く。感電して墜落した場合には感電に分類する。
② はさまれ・巻き込まれ	物にはさまれる状態および巻き込まれる状態でつぶされ、ねじれる等をいう。交通事故は除く。
③ 飛来・落下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人にあたった場合をいう。切断片、切削粉等の飛来、その他自分のもっていた物を足の上に落とした場合を含む。
④ 切れ・こすれ	こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
⑤ 転倒	人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、つまづきまたはすべりにより倒れた場合をいう。感電して倒れた場合には感電に分類する。
⑥ 激突	墜落、転落および転倒を除き、人が主体となって静止物または動いている物にあたった場合、物が主体となって人にあたった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。車両系機械などとともに激突した場合、つり荷、動いている機械の部分などがあたった場合も含む。交通事故は除く。
⑦ 土砂崩壊	土砂等がくずれ落ちまたは崩壊して人にあたった場合をいう。
⑧ 交通事故	交通事故のうち道路交通法適用の事故をいう。事業場構内における交通事故はそれぞれ該当項目に分類する。
⑨ 感電	帯電体に触れ、または放電により人が衝撃を受けた場合をいう。
⑩ おぼれ	水中に墜落し、または流されておぼれた場合をいう。
⑪ 火災・爆発	火災の発生、爆発の発生による場合をいう。他の分類に該当する場合であっても火災、爆発に起因している場合、火災・爆発に分類する。
⑫ 公衆災害	第三者に危害を与えてしまった場合をいう。他の分類に該当する場合であっても、被災者が第三者である場合、公衆災害に分類する。
⑬ 作業車両の横転	作業車両の横転による場合をいう。他の分類に該当する場合であっても、作業車両の横転に起因する場合、作業車両の横転に分類する。
⑭ その他	①～⑬に分類できないもの。